

2025年度 最終処分場 自主モニタリングデータ(2025年6月分)

	ページ
1 水質調査	
(1) 調査地点図	2
(2) 埋立地周辺の地下水分析結果	3～8
(3) 埋立地からの浸出水分析結果	9,10
(4) 雨水調整池の排水分析結果	7月実施予定
(5) 雨水調整池の底質分析結果	2月実施予定
2 広域地下水調査	
周辺民家の井戸水分析結果	12月実施予定
3 ガス・温度調査	
(1) 調査地点図	11
(2) 埋立地からの発生ガス分析結果	12
(3) 埋立地の地中温度測定結果	7月実施予定

1 水質調査
 (1) 調査地点図



(2)埋立地周辺の地下水分析結果

MB6地下水

項目	単位	法令基準(注記)	2025年4月3日	2025年5月13日	2025年6月13日
pH	-	-	6.6	6.7	7.3
水温	°C	-	15.3	16.5	17.3
電気伝導率	ミリジーメンズ毎メートル	異常が認められないこと	7.2	6.7	7.4
塩化物イオン	ミリグラム毎リットル	異常が認められないこと	4.0	3.6	4.4
アルキル水銀	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.0005未満)	-
総水銀	ミリグラム毎リットル	0.0005以下	-	0.0005未満	-
カドミウム	ミリグラム毎リットル	0.003以下	-	0.0003未満	-
鉛	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.005未満	-
六価クロム	ミリグラム毎リットル	0.05以下	-	0.01未満	-
ひ素	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.005未満	-
全シアン	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.1未満)	-
ジクロロメタン	ミリグラム毎リットル	0.02以下	-	0.002未満	-
四塩化炭素	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
1,2-ジクロロエタン	ミリグラム毎リットル	0.004以下	-	0.0004未満	-
1,1-ジクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.1以下	-	0.002未満	-
1,2-ジクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.04以下	-	0.004未満	-
1,1,1-トリクロロエタン	ミリグラム毎リットル	1以下	-	0.0005未満	-
1,1,2-トリクロロエタン	ミリグラム毎リットル	0.006以下	-	0.0006未満	-
1,3-ジクロロプロペン	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
チウラム	ミリグラム毎リットル	0.006以下	-	0.0006未満	-
シマジン	ミリグラム毎リットル	0.003以下	-	0.0003未満	-
チオベンカルブ	ミリグラム毎リットル	0.02以下	-	0.002未満	-
ベンゼン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.001未満	-
セレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.002未満	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ミリグラム毎リットル	10以下	-	0.2	-
ふっ素	ミリグラム毎リットル	0.8以下	-	0.08未満	-
ほう素	ミリグラム毎リットル	1以下	-	0.1未満	-
1,4-ジオキサン	ミリグラム毎リットル	0.05以下	-	0.005未満	-
クロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
ダイオキシン類	ピコグラム-TEQ毎リットル	1以下	-	0.022	-

(注記)「地下水の水質汚濁に係る環境基準」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づく最終処分場の維持管理の技術上の基準を定める命令

MB12地下水

項目	単位	法令基準(注記)	2025年4月3日	2025年5月13日	2025年6月13日
pH	-	-	6.6	6.7	7.2
水温	℃	-	14.6	18.3	19.5
電気伝導率	マイクロメンス毎メートル	異常が認められないこと	9.3	12	9.0
塩化物イオン	ミリグラム毎リットル	異常が認められないこと	1.0	2.3	2.4
アルキル水銀	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.0005未満)	-
総水銀	ミリグラム毎リットル	0.0005以下	-	0.0005未満	-
カドミウム	ミリグラム毎リットル	0.003以下	-	0.0003未満	-
鉛	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.005未満	-
六価クロム	ミリグラム毎リットル	0.05以下	-	0.01未満	-
ヒ素	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.005未満	-
全シアン	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.1未満)	-
PCB	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.0005未満)	-
トリクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.001未満	-
テトラクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.0005未満	-
ジクロロメタン	ミリグラム毎リットル	0.02以下	-	0.002未満	-
四塩化炭素	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
1,2-ジクロロエタン	ミリグラム毎リットル	0.004以下	-	0.0004未満	-
1,1-ジクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.1以下	-	0.002未満	-
1,2-ジクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.04以下	-	0.004未満	-
1,1,1-トリクロロエタン	ミリグラム毎リットル	1以下	-	0.0005未満	-
1,1,2-トリクロロエタン	ミリグラム毎リットル	0.006以下	-	0.0006未満	-
1,3-ジクロロプロペン	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
チウラム	ミリグラム毎リットル	0.006以下	-	0.0006未満	-
シマジン	ミリグラム毎リットル	0.003以下	-	0.0003未満	-
チオベンカルブ	ミリグラム毎リットル	0.02以下	-	0.002未満	-
ベンゼン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.001未満	-
セレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.002未満	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ミリグラム毎リットル	10以下	-	0.4	-
ふっ素	ミリグラム毎リットル	0.8以下	-	0.08未満	-
ほう素	ミリグラム毎リットル	1以下	-	0.1未満	-
1,4-ジオキサン	ミリグラム毎リットル	0.05以下	-	0.005未満	-
クロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
ダイオキシン類	ピコグラム-TEQ毎リットル	1以下	-	0.023	-

(注記)「地下水の水質汚濁に係る環境基準」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づく最終処分場の維持管理の技術上の基準を定める命令

MB11地下水

項目	単位	法令基準(注記)	2025年4月3日	2025年5月13日	2025年6月13日
pH	-	-	7.3	7.0	6.8
水温	℃	-	16.5	21.0	18.8
電気伝導率	マイクロモンス毎メートル	異常が認められないこと	46	54	50
塩化物イオン	ミリグラム毎リットル	異常が認められないこと	30	77	65
アルキル水銀	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.0005未満)	-
総水銀	ミリグラム毎リットル	0.0005以下	-	0.0005未満	-
カドミウム	ミリグラム毎リットル	0.003以下	-	0.0003未満	-
鉛	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.005未満	-
六価クロム	ミリグラム毎リットル	0.05以下	-	0.01未満	-
ヒ素	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.005未満	-
全シアン	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.1未満)	-
PCB	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.0005未満)	-
トリクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.001未満	-
テトラクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.0005未満	-
ジクロロメタン	ミリグラム毎リットル	0.02以下	-	0.002未満	-
四塩化炭素	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
1,2-ジクロロエタン	ミリグラム毎リットル	0.004以下	-	0.0004未満	-
1,1-ジクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.1以下	-	0.002未満	-
1,2-ジクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.04以下	-	0.004未満	-
1,1,1-トリクロロエタン	ミリグラム毎リットル	1以下	-	0.0005未満	-
1,1,2-トリクロロエタン	ミリグラム毎リットル	0.006以下	-	0.0006未満	-
1,3-ジクロロプロペン	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
チウラム	ミリグラム毎リットル	0.006以下	-	0.0006未満	-
シマジン	ミリグラム毎リットル	0.003以下	-	0.0003未満	-
チオベンカルブ	ミリグラム毎リットル	0.02以下	-	0.002未満	-
ベンゼン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.001未満	-
セレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.002未満	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ミリグラム毎リットル	10以下	-	0.2未満	-
ふっ素	ミリグラム毎リットル	0.8以下	-	0.08未満	-
ほう素	ミリグラム毎リットル	1以下	-	0.1未満	-
1,4-ジオキサン	ミリグラム毎リットル	0.05以下	-	0.005未満	-
クロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
ダイオキシン類	ピコグラム-TEQ毎リットル	1以下	-	0.022	-

(注記)「地下水の水質汚濁に係る環境基準」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づく最終処分場の維持管理の技術上の基準を定める命令

MB8地下水

項目	単位	法令基準(注記)	2025年4月3日	2025年5月13日	2025年6月13日
pH	-	-	7.5	7.2	7.8
水温	℃	-	16.8	22.0	19.5
電気伝導率	マイクロメンス毎メートル	異常が認められないこと	18	18	18
塩化物イオン	ミリグラム毎リットル	異常が認められないこと	5.7	5.8	5.9
アルキル水銀	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.0005未満)	-
総水銀	ミリグラム毎リットル	0.0005以下	-	0.0005未満	-
カドミウム	ミリグラム毎リットル	0.003以下	-	0.0003未満	-
鉛	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.005未満	-
六価クロム	ミリグラム毎リットル	0.05以下	-	0.01未満	-
ヒ素	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.005未満	-
全シアン	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.1未満)	-
PCB	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.0005未満)	-
トリクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.001未満	-
テトラクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.0005未満	-
ジクロロメタン	ミリグラム毎リットル	0.02以下	-	0.002未満	-
四塩化炭素	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
1,2-ジクロロエタン	ミリグラム毎リットル	0.004以下	-	0.0004未満	-
1,1-ジクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.1以下	-	0.002未満	-
1,2-ジクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.04以下	-	0.004未満	-
1,1,1-トリクロロエタン	ミリグラム毎リットル	1以下	-	0.0005未満	-
1,1,2-トリクロロエタン	ミリグラム毎リットル	0.006以下	-	0.0006未満	-
1,3-ジクロロプロペン	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
チウラム	ミリグラム毎リットル	0.006以下	-	0.0006未満	-
シマジン	ミリグラム毎リットル	0.003以下	-	0.0003未満	-
チオベンカルブ	ミリグラム毎リットル	0.02以下	-	0.002未満	-
ベンゼン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.001未満	-
セレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.002未満	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ミリグラム毎リットル	10以下	-	0.2未満	-
ふっ素	ミリグラム毎リットル	0.8以下	-	0.08未満	-
ほう素	ミリグラム毎リットル	1以下	-	0.1未満	-
1,4-ジオキサン	ミリグラム毎リットル	0.05以下	-	0.005未満	-
クロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
ダイオキシン類	ピコグラム-TEQ毎リットル	1以下	-	0.039	-

(注記)「地下水の水質汚濁に係る環境基準」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づく最終処分場の維持管理の技術上の基準を定める命令

MB9地下水

項目	単位	法令基準(注記)	2025年4月3日	2025年5月13日	2025年6月13日
pH	-	-	7.2	7.1	6.9
水温	℃	-	14.8	17.6	18.8
電気伝導率	マイクロメンス毎メートル	異常が認められないこと	41	42	42
塩化物イオン	ミリグラム毎リットル	異常が認められないこと	54	49	57
アルキル水銀	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.0005未満)	-
総水銀	ミリグラム毎リットル	0.0005以下	-	0.0005未満	-
カドミウム	ミリグラム毎リットル	0.003以下	-	0.0003未満	-
鉛	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.007	-
六価クロム	ミリグラム毎リットル	0.05以下	-	0.01未満	-
ヒ素	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.005	-
全シアン	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.1未満)	-
PCB	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.0005未満)	-
トリクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.001未満	-
テトラクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.0005未満	-
ジクロロメタン	ミリグラム毎リットル	0.02以下	-	0.002未満	-
四塩化炭素	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
1,2-ジクロロエタン	ミリグラム毎リットル	0.004以下	-	0.0004未満	-
1,1-ジクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.1以下	-	0.002未満	-
1,2-ジクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.04以下	-	0.004未満	-
1,1,1-トリクロロエタン	ミリグラム毎リットル	1以下	-	0.0005未満	-
1,1,2-トリクロロエタン	ミリグラム毎リットル	0.006以下	-	0.0006未満	-
1,3-ジクロロプロペン	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
チウラム	ミリグラム毎リットル	0.006以下	-	0.0006未満	-
シマジン	ミリグラム毎リットル	0.003以下	-	0.0003未満	-
チオベンカルブ	ミリグラム毎リットル	0.02以下	-	0.002未満	-
ベンゼン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.001未満	-
セレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.002未満	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ミリグラム毎リットル	10以下	-	0.5	-
ふっ素	ミリグラム毎リットル	0.8以下	-	0.08未満	-
ほう素	ミリグラム毎リットル	1以下	-	0.1未満	-
1,4-ジオキサン	ミリグラム毎リットル	0.05以下	-	0.005未満	-
クロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
ダイオキシン類	ピコグラム-TEQ毎リットル	1以下	-	0.021	-

(注記)「地下水の水質汚濁に係る環境基準」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づく最終処分場の維持管理の技術上の基準を定める命令

MB2地下水

項目	単位	法令基準(注記)	2025年4月3日	2025年5月13日	2025年6月13日
pH	-	-	7.2	7.6	7.0
水温	℃	-	14.8	17.3	17.5
電気伝導率	マイクロモンス毎メートル	異常が認められないこと	40	39	40
塩化物イオン	ミリグラム毎リットル	異常が認められないこと	1.9	1.8	1.7
アルキル水銀	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.0005未満)	-
総水銀	ミリグラム毎リットル	0.0005以下	-	0.0005未満	-
カドミウム	ミリグラム毎リットル	0.003以下	-	0.0003未満	-
鉛	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.007	-
六価クロム	ミリグラム毎リットル	0.05以下	-	0.01未満	-
ヒ素	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.005未満	-
全シアン	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.1未満)	-
PCB	ミリグラム毎リットル	検出されないこと	-	不検出(0.0005未満)	-
トリクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.001未満	-
テトラクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.0005未満	-
ジクロロメタン	ミリグラム毎リットル	0.02以下	-	0.002未満	-
四塩化炭素	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
1,2-ジクロロエタン	ミリグラム毎リットル	0.004以下	-	0.0004未満	-
1,1-ジクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.1以下	-	0.002未満	-
1,2-ジクロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.04以下	-	0.004未満	-
1,1,1-トリクロロエタン	ミリグラム毎リットル	1以下	-	0.0005未満	-
1,1,2-トリクロロエタン	ミリグラム毎リットル	0.006以下	-	0.0006未満	-
1,3-ジクロロプロペン	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
チウラム	ミリグラム毎リットル	0.006以下	-	0.0006未満	-
シマジン	ミリグラム毎リットル	0.003以下	-	0.0003未満	-
チオベンカルブ	ミリグラム毎リットル	0.02以下	-	0.002未満	-
ベンゼン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.001未満	-
セレン	ミリグラム毎リットル	0.01以下	-	0.002未満	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ミリグラム毎リットル	10以下	-	0.2未満	-
ふっ素	ミリグラム毎リットル	0.8以下	-	0.08	-
ほう素	ミリグラム毎リットル	1以下	-	0.1未満	-
1,4-ジオキサン	ミリグラム毎リットル	0.05以下	-	0.005未満	-
クロロエチレン	ミリグラム毎リットル	0.002以下	-	0.0002未満	-
ダイオキシン類	ピコグラム-TEQ毎リットル	1以下	-	0.041	-

(注記)「地下水の水質汚濁に係る環境基準」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づく最終処分場の維持管理の技術上の基準を定める命令

(3)埋立地からの浸出水分析結果
池の辺地区 浸出水

項目	排水基準(注記)	単位	2025年4月7日
pH	5.8から8.6	-	7.4
生物化学的酸素要求量(BOD)	60	ミリグラム毎リットル	4.8
化学的酸素要求量(COD)	90	ミリグラム毎リットル	3.0
浮遊物質(SS)	60	ミリグラム毎リットル	1未満
全窒素	120(60)	ミリグラム毎リットル	6.0
電気伝導率	-	マイクロモンス毎メートル	300
塩化物イオン	-	ミリグラム毎リットル	890
水温	-	℃	19.6
酸化還元電位	-	ミリボルト	482
全有機炭素(TOC)	-	ミリグラム毎リットル	2.1
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ミリグラム毎リットル	0.0005未満
有機リン化合物	1	ミリグラム毎リットル	0.1未満
六価クロム化合物	0.5	ミリグラム毎リットル	0.01未満
ひ素及びその化合物	0.1	ミリグラム毎リットル	0.001未満
シアン化合物	1	ミリグラム毎リットル	0.1未満
PCB	0.003	ミリグラム毎リットル	0.0005未満
トリクロロエチレン	0.1	ミリグラム毎リットル	0.002未満
テトラクロロエチレン	0.1	ミリグラム毎リットル	0.0005未満
ジクロロメタン	0.2	ミリグラム毎リットル	0.002未満
四塩化炭素	0.02	ミリグラム毎リットル	0.0005未満
1,2-ジクロロエタン	0.04	ミリグラム毎リットル	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	1	ミリグラム毎リットル	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	ミリグラム毎リットル	0.004未満
1,1,1-トリクロロエタン	3	ミリグラム毎リットル	0.001未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	ミリグラム毎リットル	0.0006未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02	ミリグラム毎リットル	0.0002未満
チウラム	0.06	ミリグラム毎リットル	0.0006未満
シマジン	0.03	ミリグラム毎リットル	0.0003未満
チオベンカルブ	0.2	ミリグラム毎リットル	0.002未満
ベンゼン	0.1	ミリグラム毎リットル	0.001未満
セレン及びその化合物	0.1	ミリグラム毎リットル	0.001
1,4-ジオキサン	0.5	ミリグラム毎リットル	0.005未満
ほう素及びその化合物	50	ミリグラム毎リットル	0.52
ふっ素及びその化合物	15	ミリグラム毎リットル	0.10
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200	ミリグラム毎リットル	4.7
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）	5	ミリグラム毎リットル	0.5未満
ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	30	ミリグラム毎リットル	0.5未満
フェノール類	5	ミリグラム毎リットル	0.01未満
銅	3	ミリグラム毎リットル	0.01未満
亜鉛	2	ミリグラム毎リットル	0.04
溶解性鉄	10	ミリグラム毎リットル	0.02
溶解性マンガン	10	ミリグラム毎リットル	0.22
クロム	2	ミリグラム毎リットル	0.02未満
大腸菌群数	3000	個毎立方センチメートル	5
リン	16	ミリグラム毎リットル	0.008
ヨウ素消費量	-	ミリグラム毎リットル	5未満
ダイオキシン類	10	ピコグラム-TEQ毎リットル	0.24

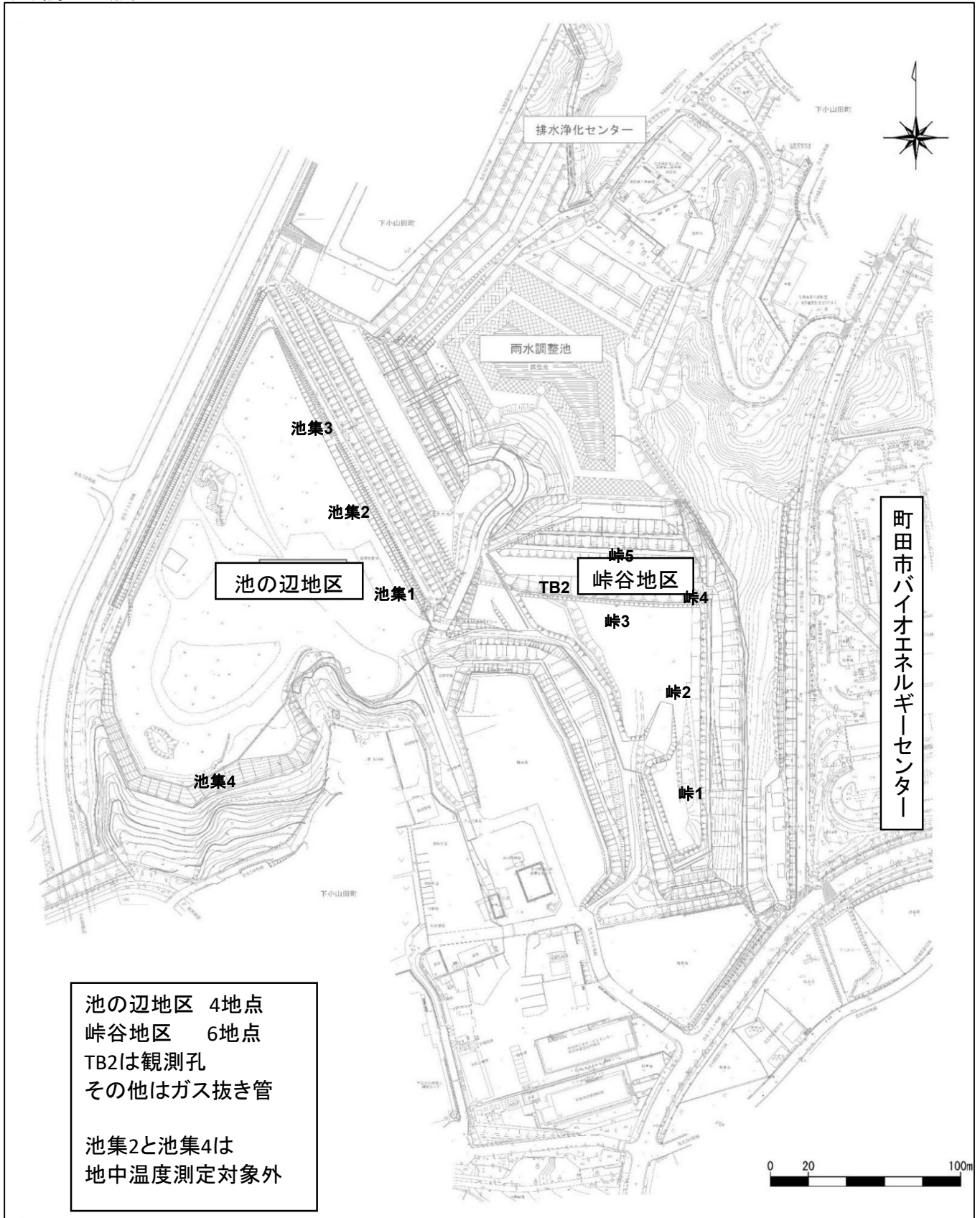
(注記)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づく最終処分場の廃止の技術上の基準を定める命令

峠谷地区 浸出水

項目	排水基準(注記)	単位	2025年4月7日
pH	5.8から8.6	-	7.5
生物化学的酸素要求量(BOD)	60	ミリグラム毎リットル	15
化学的酸素要求量(COD)	90	ミリグラム毎リットル	11
浮遊物質(SS)	60	ミリグラム毎リットル	7
全窒素	120(60)	ミリグラム毎リットル	21
電気伝導率	-	マイクロシメンス毎メートル	110
塩化物イオン	-	ミリグラム毎リットル	130
水温	-	℃	19.5
酸化還元電位	-	ミリボルト	455
全有機炭素(TOC)	-	ミリグラム毎リットル	9.0
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ミリグラム毎リットル	0.0005未満
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	ミリグラム毎リットル	0.0005未満
カドミウム及びその化合物	0.1	ミリグラム毎リットル	0.001未満
鉛及びその化合物	0.1	ミリグラム毎リットル	0.001未満
有機リン化合物	1	ミリグラム毎リットル	0.1未満
六価クロム化合物	0.5	ミリグラム毎リットル	0.01未満
ひ素及びその化合物	0.1	ミリグラム毎リットル	0.001
シアン化合物	1	ミリグラム毎リットル	0.1未満
PCB	0.003	ミリグラム毎リットル	0.0005未満
トリクロロエチレン	0.1	ミリグラム毎リットル	0.002未満
テトラクロロエチレン	0.1	ミリグラム毎リットル	0.0005未満
ジクロロメタン	0.2	ミリグラム毎リットル	0.002未満
四塩化炭素	0.02	ミリグラム毎リットル	0.0005未満
1,2-ジクロロエタン	0.04	ミリグラム毎リットル	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	1	ミリグラム毎リットル	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	ミリグラム毎リットル	0.004未満
1,1,1-トリクロロエタン	3	ミリグラム毎リットル	0.001未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	ミリグラム毎リットル	0.0006未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02	ミリグラム毎リットル	0.0002未満
チウラム	0.06	ミリグラム毎リットル	0.0006未満
シマジン	0.03	ミリグラム毎リットル	0.0003未満
チオベンカルブ	0.2	ミリグラム毎リットル	0.002未満
ベンゼン	0.1	ミリグラム毎リットル	0.001未満
セレン及びその化合物	0.1	ミリグラム毎リットル	0.001未満
1,4-ジオキサン	0.5	ミリグラム毎リットル	0.008
ほう素及びその化合物	50	ミリグラム毎リットル	0.53
ふっ素及びその化合物	15	ミリグラム毎リットル	0.16
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200	ミリグラム毎リットル	9.3
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）	5	ミリグラム毎リットル	0.5未満
ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	30	ミリグラム毎リットル	0.5未満
フェノール類	5	ミリグラム毎リットル	0.01未満
銅	3	ミリグラム毎リットル	0.01未満
亜鉛	2	ミリグラム毎リットル	0.04
溶解性鉄	10	ミリグラム毎リットル	0.10
溶解性マンガン	10	ミリグラム毎リットル	0.26
クロム	2	ミリグラム毎リットル	0.03未満
大腸菌群数	3000	毎立方センチメートル	16
リン	16	ミリグラム毎リットル	0.067
ヨウ素消費量	-	ミリグラム毎リットル	5未満
ダイオキシン類	10	ピコグラム-TEQ毎リットル	0.0041

(注記)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づく最終処分場の廃止の技術上の基準を定める命令

3 ガス・温度調査
 (1)調査地点図



(2)埋立地からの発生ガス分析結果

調査日:2025年4月7,8日

項目	単位	池集1	池集2	池集3	池集4	峠1	峠2	峠3	峠4	峠5	TB2
流量	リットル毎分	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
圧力	パスカル	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満	2未満
メタン	ppm	8800	10	2	1300	2	1	1未満	1未満	1未満	1
二酸化炭素	%	0.9	0.1未満	0.1	0.4	0.1未満	0.1	0.3	0.1	0.1	1.0
硫化水素	ppm	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
アンモニア	ppm	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
酸素	%	12	22	21	16	22	22	20	21	22	15
窒素	%	87	78	79	84	79	79	80	80	79	82
水素	%	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満